

令和 8 年度ミヤコカナヘビ生息状況把握等業務に係る仕様書

1. 件名

令和 8 年度ミヤコカナヘビ生息状況把握等業務

2. 業務の目的

沖縄・奄美地域には多くの希少な野生動植物種が生息しており、その中でも爬虫類は固有種が多いことが知られている。しかし、希少な爬虫類の生息地周辺においては、土地の改変等による好適生息環境の減少・消失や劣化、また、外来種による捕食被害や密猟等の影響による生息数の減少等が危惧されている。

本業務では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているミヤコカナヘビ（以下、「本種」という。）について、各個体群の生息状況等を把握するとともに、野生復帰に係る準備を実施し、効果的かつ計画的な保全施策を検討・実施することを目的とする。

3. 業務の内容

(1) 打ち合わせ及び業務計画書の作成

環境省沖縄奄美自然環境事務所（以下、「事務所」という。）の担当官（以下、「環境省担当官」という。）と打ち合わせを 2 回実施する（業務開始時、中間時、の 1 回当たり 2 時間程度を想定）。打ち合わせは、ウェブ会議システムを活用することを想定する。

(2) 再導入試験の実施と生息状況の把握等

イ 再導入試験、及びモニタリングの実施

過年度に本種を再導入した試験地においてモニタリングを実施する。モニタリングは年内 1 回 2 日間（4 人程度）、年明け以降 3 日間（2 人程度）3 回の計 4 回程度を想定し、放出個体の定着状況等を記録する。

また、試験地 1 地点を設定し、再導入試験を実施する。作業は再導入試験に供する個体の現地での受取から後述のモニタリング調査の実施までを想定する。試験の実施にあたり、放出個体数や放出時期等について、関係者（有識者、土地所有者、域外個体群管理者である日本動物園水族館協会等）との事前調整を行い、環境省担当官とともに放出等に関する合意形成を図ること。

ロ 再導入試験地における植生管理

再導入試験地において、本種の好適生息環境を創出するための植生管理作業、及び放出前の事前調査を実施する（2 人、3 日程度を想定）。また、試験地での外来哺乳類等の捕食者・違法採取者の確認のための定点カメラのメンテナンス及び記録されたデータ回収等を行う。なお、本作業は 3.（2）イと併せて実施することを想定する。植生管

理に必要となる用具等は、請負者にて手配すること。必要となるカメラ機材等は事務所から貸与する。

ハ 再導入試験に係る関連情報の収集等

再導入試験や放出後のモニタリング調査の実施にあたり必要な情報を机上調査等により収集・整理する（3人、2日程度を想定）。本業務は3.（2）イと併せて実施することを想定する。また、ロにおいて得られた定点カメラの画像データを部分的に確認し、本種への捕食被害が懸念される外来哺乳類（主にノネコやイタチ）の生息状況や不審者の侵入がないか等を検討する。

また、野生個体や放出個体の糞等から当該個体が保有する病原菌・感染症等の検査を行う（いずれも40検体程度を想定する）。

ニ 生息状況調査

本種の生息域内における生息状況把握や、好適な生息環境の維持手法の検討を目的として、野外の生息地等において現地調査を実施する（2人、3日程度を想定）。現地調査では、①ミヤコカナヘビの生息状況の把握、②生息環境の把握等を行うものとする。本業務は3.（2）イと併せて実施することを想定する。

また、①及び②の現地調査や過年度業務で得られた知見・検討結果に加え、別途環境省担当官から関連するデータの提供を受けた場合は、それも踏まえて保全対策検討のための基礎情報（生息状況や好適生息環境等）を更新する。過年度業務報告書は環境省担当官から貸与する。

調査の際には、必要に応じて土地所有者と連絡調整を行う。なお、個体の捕獲や土地への立入りについて法令等に基づく手続きが必要な場合は、事務所での手続きが必須なものを除き請負者において実施する。

（3）検討委員会の開催等

イ 希少爬虫類等の保全施策検討のための検討会の開催

沖縄奄美自然環境事務所で実施する「奄美・沖縄地域における希少爬虫類等の保全施策検討のための検討会」（以下、「検討会」という。）を開催する（オンライン、2時間程度を想定）。検討会の開催にあたっては、契約締結後に環境省担当官が指名する委員の委嘱手続き、委員との日程調整、委員・オブザーバーへの出席案内等の送付、オンライン会議システムの準備、本業務の成果等を取りまとめた資料の作成、議事の進行補助及び会議内容の記録等を行う。また、6名の委員に対して、必要に応じて1回当たり14,600円の謝金を支給するものとする（うち1名は謝金不要を想定）。

ロ 宮古島諸島の希少種保全・外来種問題に係る連絡会議への出席

本種の保全対策等に取り組む現地関係者等から構成される宮古諸島の希少種保全・外来種問題に係る複数の事業関係者による連絡会議（3時間程度、1回）に出席し、本業務による調査状況について資料作成及び当日の発表を行う。

（4）報告書の作成

上記（1）から（3）の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

4. 業務履行期限

令和9年3月26日（金）まで

5. 成果物

紙媒体：報告書 2部（A4判簡易製本 50頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。なお、生息確認地点等のGISデータについては1ヶ月前までに提出し、環境省担当官の了解を得ること。

提出場所 九州環境局沖縄奄美自然環境事務所野生生物課

6. 著作権等の扱い

- （1）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- （2）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- （3）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- （4）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- （5）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- （6）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- （1）請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- （2）請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- （3）請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関す

る監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて

電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあっても、押印ではなく本人サインによること。）

(参考)

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」（内閣府・法務省・経済産業省作成）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

- (5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和 7 年度ミヤコカナヘビ生息状況調査等委託業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資

料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和８年度ミヤコカナヘビ生息状況調査等委託業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省沖縄奄美自然環境事務所 野生生物課（[TEL:098-836-6400](tel:098-836-6400)）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記するこ

と。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。